

令和元年12月17日

発 言 者	発 言 要 旨
松田委員	<p>地方公務員法（以下、「地公法」という。）が改正され、令和2年4月から新しい非常勤職員の制度として会計年度任用職員制度が導入されることになっている。制度が始まるまで残り3か月余りとなっているが、本県ではどのような制度、運用になるのか。また、会計年度任用職員の配置や採用などの準備状況はどうなっているのか。</p>
人事課長	<p>地公法上、非常勤職員の任用根拠等が不明確で、各自治体によって取扱いがまちまちであったことから、統一的な取扱いを定め、任用根拠や勤務条件等を明確化することを目的に、地公法が改正され、来年4月から会計年度任用職員制度に移行する。</p> <p>本県では、総務省から示された事務処理マニュアルに従い制度の設計を行っており、非常勤職員の多くを占める嘱託職員と日々雇用職員の大半が会計年度任用職員へ移行する予定である。現在、予算編成作業と並行して、個別の職の配置について検討を進めている。</p> <p>会計年度任用職員の職は、勤務時間が常勤職員よりも短い「パートタイム」の職と、勤務時間が常勤職員と同一の「フルタイム」の職に分類されるが、移行が想定される職の大半をパートタイム勤務である嘱託職員が占めていることもあり、本県の会計年度任用職員の職は基本的にパートタイムとして設定する。</p> <p>待遇改善の面では、地公法と併せて地方自治法が改正され、会計年度任用職員に対して新たに期末手当を支給することが可能とされたことから、本県においても、総務省マニュアルに従って会計年度任用職員に期末手当を支給し、勤務条件の改善を図る。</p> <p>最後に、会計年度任用職員の採用については、これまでの非常勤職員の場合と同様、来年度当初予算の内示後から募集活動を行う予定であり、原則として、ハローワークを通じた公募により行う。</p> <p>このような準備状況であるが、令和2年4月に制度が円滑に導入できるよう、引き続き準備を進めていく。</p>
松田委員	<p>現在、県の非常勤職員は何人くらいいるのか。また、採用にあたっての選考方法はどうなるのか。</p>
人事課長	<p>平成31年4月1日現在、知事部局と県議会事務局、各行政委員会を合計して、嘱託職員が926名、日々雇用職員が338名という状況。採用方法は、両方とも原則公募により採用しており、その際は面接等を行い、きちんと能力実証を行って採用している。</p>
松田委員	<p>これらの人が、全員、会計年度任用職員に採用されるのか。</p>
人事課長	<p>基本的に令和2年4月に身分が切り替わるので、改めて能力実証を行って採用することになる。ただ、今いる方も応募することは可としているので、公募を経て選考に通れば、引き続き採用されることになる。</p>
松田委員	<p>その選考は、ペーパーテストや面接による選考になるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	地公法上、会計年度任用職員の採用は競争試験又は選考となっているが、本県では選考の方式を採る。選考にあたっては、基本的には面接、書類選考による能力実証を行う。
松田委員	給与水準はどの程度か。また、ボーナスを支給することから、月給を現状より引き下げるといった話もあるがどうか。
人事課長	給与水準も、総務省マニュアルに基づいて制度設計している。具体的には、職務内容や勤務時間、責任の度合いが現在の職と変わりがなければ、基本的に月額ベースで現行の水準を維持する形で設計している。それに加えて期末手当が支給されるので、パートタイムの会計年度任用職員について、現在の非常勤職員との比較では、年収ベースで30万円から40万円程度の増加を見込んでいる。
松田委員	これまでの非常勤職員の年収は、200万円を超えることはあり得ない状況と思うが、山形県の場合、これによって年間の収入はどの程度になるのか。
人事課長	一例として、高校卒で民間経験が4年あって、県の嘱託職員の経験が3年と仮定すると、現在の嘱託職員の場合で年収は約180万円。それがパートタイムの会計年度任用職員へ移行すると約220万円になるので、40万円程度の増額になる。
松田委員	会計年度任用職員の身分について、1年契約なのか、それとも5年くらいの期間で契約していくのか。
人事課長	その名前のおり、会計年度ごとの任用となるが、国の非常勤職員と同様に、公募により採用した後2回までは公募を行わないで従前の勤務実績に基づき再度の任用が可能としている。具体的に申し上げると、一度採用されれば、優秀な方であれば3年間は公募を行わずに任用が可能である。
松田委員	これまで、同一労働同一賃金ということで県内でも取り組んできているが、なかなか近づいていないという状況かと思う。できるだけ雇用時間を長くして任用してほしいと思う。この制度ができたから、正職員を減らして会計年度任用職員を増やすという考えはあるのか。
人事課長	あくまでも、この制度は今の非常勤職員の待遇改善を目的としているものであり、制度が入ったから正職員を減らすということは考えていない。
松田委員	会計年度任用職員の雇用に係る財源は、どうなるのか。
人事課長	勤務条件の改善という点から、予算は掛かり増しすることを見込んでいる。そのため、総務省においても、制度施行に伴って必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行うとしている。県としても、知事会を通じて、制度導入に係る財政需要の増加を、地方財政計画の歳出へ確実に計上するよう要請している。
松田委員	これらの待遇で勤務する人が一番不安なのは、雇用の形態だと思う。3年までは保証するということがだが、5年、10年と長く働けるような職場にしていけないと、賃金格差の状況が解決できない。賃金についても、全国

発 言 者	発 言 要 旨
市町村課長	<p>的に見て山形県は低くないようだが、低いところに合わせるのではなく、高いところに合わせるようにしてほしい。</p> <p>この制度は、来年度が初年度になるが、県の取組みが各市町村に波及してくような方法で指導してほしい。</p> <p>市町村においては、適正な任用や勤務条件の確保について、団体自らの判断と責任により対応すべきものであると考えている。県としては、これまでも市町村の人事担当課長会議等を開催し、特に今年度の会議においては、会計年度任用職員制度の運用開始に向け、任用根拠の明確化や法の趣旨を踏まえた条例の整備など、制度設計について助言を行ってきたところである。今後も令和2年4月の制度導入に向けて、引き続き、市町村への丁寧な助言に努めていく。</p>
松田委員	<p>先日の山形新聞に、自治体で働く非正規職員の平均月給が、2017年度ベースで一般事務職は月額14万5千円との記載がある。本県も、この程度で間違いないか。</p>
人事課長	<p>今の嘱託職員制度では、採用された場合、月額144,600円から始まる。会計年度任用職員へ移行した場合は、基本的にはその水準を維持した上で、182,500円で上限を設定しているのので、その点も含めて給与面での改善が図られていると考えている。</p>
松田委員	<p>会計年度任用職員制度が始まって、1年単位の有期雇用は変わらないということだった。公務員には労働契約法が適用されず、更新を重ねて5年間働いても、民間のように無期雇用には転換されない。自治体の都合で雇用を打ち切る「雇止め」と同じ状況になることが常にあるわけなので、そういうことが行われなような待遇にしてほしい。</p>
野川委員	<p>今まで、住民の暮らしや命に関わるような現場の業務には、嘱託の職員は配置してこなかったが、今後は配置するのか。</p>
人事課長	<p>職の設定について、現在、予算と連動して精査を行っている。基本的には、現在いる嘱託職員の業務を会計年度任用職員に移行することを考えており、正職員の分野に入っていくということは考えていない。</p>
野川委員	<p>財源の問題について、総務省は地方交付税で手当とする方針であるが、逆に、自治体が努力して出したらいという議論もあり、まだ決着がついていない。5億8千万円を自治体が負担となると、山形県も非常に厳しいが、どのように見ているか。</p>
人事課長	<p>5億8千万円の掛かり増しということで、それを全て一般財源でという相当な負担になる。そうならないように、繰り返し総務省にも確認しており、知事会場の場を通じて確実に財源措置されるよう要請している。</p>
野川委員	<p>そのようになれば問題ないが、注意深く見ていく必要があると考える。</p>
船山委員	<p>いったん採用されると2回更新できるということだったが、3年たった後も、同じ職で続けたいと考えた場合は、どのような手続きになるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
人事課長	1回採用されると2回は公募なしで、優秀な方であれば引き続き任用される。その3年後にもう1回公募をするが、その時点でもう一度応募することは妨げていない。公募する中で、その方が優秀であれば、引き続き採用することもあるし、3年後の状況を見て改めて選考することになる。
船山委員	同じ方が3年たってからも引き続き同じ職を希望したときに、必ず採用されることは、原則的にはないということか。
人事課長	任用であり、基本的に能力実証を行う必要があるので確約はできないが、3年後にもう1回応募することは可能になっている。
松田委員	スマート自治体の運営が求められているが、今年度、県庁内で行ったA IやR P Aの実証実験について、今定例会の一般質問で、「一定の効果が確認された」との答弁があったが、詳細はどうか。
情報政策課長	<p>今年度、A I会議録作成システムとR P Aの実証に取り組んだ。A I会議録作成システムは録音したデータをクラウドサーバに送って自動的に文字化するものであり、3社のシステムで試した。マイクで直接入力した場合やI Cレコーダーで録音した場合など音源の違いにもよるが、会議録作成時間が3～6割削減され、通常1時間の会議の会議録作成に6時間かかるところを約3時間の半分程度で済む見通しである。</p> <p>R P Aは、パソコンの操作を自動化するソフトウェアであり、2所属において、業務システムからデータを抽出しエクセルに転写、文書作成する処理を自動化したところ、処理時間が9割削減となった。ただし、人が判断する部分は自動化に適しないことや手順を分析し自動化するためのシナリオを作成することは難しいようである。</p> <p>作業漏れや入力ミスがなくなった点では好評であった。</p>
松田委員	良い結果が出たということだが、これをどう評価し、今後どのように進めていくのか。
情報政策課長	<p>A I会議録作成システムについては、業務効率化の面で効果が顕著であった。行政改革課の調べでは県庁内では年間2,600時間の会議があるとのことであり、効果が出るものと思われる。今後、できれば年内に県庁内での試験運用を開始したい。</p> <p>R P Aについては、年間で大量処理がないと費用に見合わない面があるので、集中処理をしている所属で引き続き実証を行いたいと考えている。</p>
松田委員	この実証の結果を市町村に広げていく予定はあるのか。
情報政策課長	I C T利活用の取組みに関する市町村へのアンケートでは、A IやR P Aの導入について要望が多かったことから、県の実証結果を伝えるとともに、一緒に取り組みながら導入を支援していきたい。
松田委員	今回、780万円の実証事業だが、効果的な事業と思うので、事業を進めてほしい。

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	<p>山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について、気候変動枠組条約第25回締約国会議が開催されている中、自転車は環境負荷が少ない移動手段であることから、非常に時機を得ていると思う。また、災害時にも機動的である。</p> <p>適正な利用とあるが、自転車の管理についてはどう考えているのか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>自転車の管理については、歩道や道路に放置されてしまうと自動車や歩行者の妨げになり、交通事故を誘発する危険性があることから、条例第14条第6項で自転車を放置しないよう努めるとの規定を設けた。自転車を放置しないように働きかけていくことが交通安全の確保につながると考えている。</p> <p>また、同条第7項で、自転車に施錠することを規定し、管理を求めている。また、自転車を適切に管理することが、自転車の適正な利用につながると考えている。</p>
石黒委員	<p>駅前などに自転車が放置されていることを多く見かけるが、状況はどうか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>放置自転車の状況については、全県の調査は把握していないが、山形市では山形市自転車等放置防止条例を制定し、山形駅周辺等で回収業務を行っている。その回収台数は、平成29年度が1,082台、30年度が791台と聞いている。</p>
石黒委員	<p>回収した放置自転車はその後どう処理されるのか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>山形市では、防犯登録番号等から判明した所有者へ連絡し、半数近くは返却されている。引き取りに来なかった自転車は、60日間保管後、修理して乗れる自転車は再利用し、それ以外は廃棄処分している。</p>
石黒委員	<p>放置自転車の中には、不法投棄されたものもあると思う。環境の問題として、自動車にはリサイクル法があるが、自転車にもそうした仕組みが必要ではないか。自転車の廃棄についてはどのように考えているのか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>まずは自転車を放置しないこと不法投棄の防止につながると考えており、条例に自転車を放置しないことを規定したところである。</p>
石黒委員	<p>自転車の廃棄やリサイクルへの対応については、今後の検討課題という理解でよいか。</p>
防災くらし安心部長	<p>条例の趣旨、目的について周知を図るとともに、自転車の放置や不法投棄については、利用者のモラル向上も含め啓発活動を強化していきたい。また、環境問題への対応も大切なことと認識しており、今後の課題として検討していきたい。</p>
石黒委員	<p>イージスアショアについて、防衛省の調査不備が発覚し、秋田県で大変な問題になっている。配備に6,000億円もかかる装置で、そんな大金をかけてまで、大気圏外で撃ち落とす必要があるのか甚だ疑問だ。私個人としては、イージスアショアは不要だと考えている。当該調査の対象地が遊佐町内にあったようだが、防衛省からはどのような説明があったのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
防災くらし安心部次長	<p>防衛省からは、今年5月に公表した調査結果に誤りがあったため再調査を行うこと、調査対象に県内4か所の国有地が含まれていることを聞いているが、それ以上は説明がない。</p> <p>秋田市の新屋演習場への配備計画を取りやめるとの一部報道がなされているが、東北防衛局に確認したところ、新屋演習場や弘前演習場のほか国内18か所について来年3月まで再調査を行っているところであり、報道のような事実はないとの回答であった。また、菅官房長官の記者会見においても、現段階で何らかの方針や検討の方向を決定した事実はなく、新屋演習場への配備を断念した事実もないとの発言もあった。引き続き情報収集に努めていきたい。</p>
石黒委員	<p>今年9月3日の知事記者会見で、知事が、山形県での再調査は「いたしかたないのかな」と発言している。また、政権幹部の話として、住民感情を考えると新屋演習場は適地ではないとの報道もあった。</p> <p>今年度中に再調査を終えて、令和5年に配備という計画だったが、県としての対応はどう考えているのか。</p>
防災くらし安心部次長	<p>知事の発言は、調査に誤りがあったのだから、再調査はいたしかたないという趣旨である。また、その次の記者会見においては、本県が調査対象に入っていることには少し驚いたこと、仮定の話には答えられないが、地域の意見が大切であることも発言している。引き続き、政府の動向を注視していく。</p>
石黒委員	<p>まず外交で道筋をつけることが大切だと思う。全国知事会や議長会での議論が必要なのではないかな。</p>
小野委員	<p>11月29日に開催した県議会議員と山形西高生との意見交換会で、生徒から、「SDGsに関する県の対応をどのように考えているか」、「県の先進的な取組みを期待している」旨の発言があった。その場にいた議員からは、SDGsに関する県の取組みとして、森林ノミクスや再生可能エネルギーの拡大等について説明したが、後で生徒たちに聞いてみると、よく分からなかったといった感じであった。</p> <p>一方で、発言した生徒は、県政における全体的な位置付けを聞いたかったようであり、関心の高まりも伺える。</p> <p>改めて、「SDGs」を一言で説明するとどういったものとなるのか。</p>
企画主幹	<p>「SDGs」は2015年の国連サミットで採択されたもので、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指し、地球規模で経済・社会・環境を統合し、2030年を年限とする国際社会全体の17の目標を定めたものである。その中には、169のターゲットと232の指標が設定されている。</p>
小野委員	<p>学識者によれば、SDGsを推進していくためには、「グローバルに考えてローカルに行動すること」、「『私』から、『私たち』に考え方を広げていくこと」の2つが大事だということである。次期総合発展計画は、こうしたことを踏まえて作られているのか。</p>
企画主幹	<p>SDGsの考え方は、次期総合発展計画の中間報告には2ヶ所にわたって記載されている。まずは、計画全体を通底する「県づくりの基本的考え</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>方」に、人類の普遍的価値感としてSDG sを掲げ、県づくりを通してSDG sに寄与するということを書いている。後段の各論部分では、全ての政策・施策領域において、17の目標のどの部分に寄与するものか整理している。</p>
小野委員	<p>基本目標の実現に向けた政策の柱は5つあり、それで計画を組み立てている。次期総合発展計画は、SDG sをベースにできているのか、同計画の中にSDG sを入れたのかどちらか。</p>
企画主幹	<p>総合発展計画は、SDG sの目標達成のために作る訳ではなく、県の行政執行の指針として策定するものである。ただし、SDG sは、社会の持続可能性、多様性と包摂性といった人類が目指す共通の目標を定めており、県も国際社会の一員としてどのように貢献できるかが重要となる。次期総合発展計画は、県づくりを進める中でSDG sに貢献しようという考え方である。</p>
小野委員	<p>次期総合発展計画とSDG sの目標年限が同じ2030年であるのは、何か関連があるのか。偶然の一致か。</p>
企画主幹	<p>偶然の一致である。</p>
小野委員	<p>次期総合発展計画は、県だけでなく、企業も取り組んでいく必要がある。SDG sに関しては、大手企業をはじめ、社会から信頼を得られる、社員が誇りを持てる、新しいビジネスモデルを考えるきっかけになるとして、これからの経営に欠かせないものとして取り入れる企業もどんどん出てきている。また、節電など、個人ができる範囲で取り組むことも大事である。こうした企業や個人の努力などは同計画に入っているのか。</p>
企画主幹	<p>総合発展計画は行政体の指針であるだけでなく、県民共有の県づくりの指針となる。(SDG sに関しては)個人レベルの取組みをはじめ、企業についても、SDG sに取り組むことが新しい企業価値となり、企業の存続、さらには地域の持続につながっていくと考える。SDG sは県民挙げて取り組むべきものであり、次期総合発展計画に含まれてくると考える。</p>
小野委員	<p>企業と個人の双方が努力してもらわなければならないとのことだが、中間報告にはその旨が記載されているのか。</p>
企画主幹	<p>環境分野や男女共同参画などSDG sにも共通する課題として、県民・企業の皆様にも取り組んでもらいたい部分は「促進」と記載し、県が主体的に取り組まなければならないものは「推進」と書き分けている。</p>
小野委員	<p>県としては、どういう形でSDG sを個人や企業に推奨していくのか。</p>
企画振興部長	<p>SDG sについては、理念が大変重要であると考えており、次期総合発展計画の県づくりの基本的な考え方の中に記載することで、県民・企業に周知を図っていく。県として、SDG sそのものに取り組む組織立ったものはないが、これまでも各所属で(SDG sの考え方と)重なる取組みを行ってきた。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>また、企業に関しては、経団連で行動指針を策定し、しっかりと推進していくこととしている。</p> <p>県としても、既存の取組みを発展させていくのか、SDGsを切り取ってやっていくのか検討していきたい。</p> <p>計画策定の時期が早ければ、次期総合発展計画には「SDGs」については入らなかったかもしれない。タイミングが良かった。</p> <p>企業については、大手は進んでいるものの、山形県には小規模事業者が多く、県の推奨が必要となる。次期総合発展計画に、強く具体的に盛り込んだ方がよいのではないかと。</p>
調整監	<p>SDGsの入口は様々だが、重要なポイントとして、脱炭素社会、地球温暖化対策が喫緊の課題であり、中間報告では46ページから47ページに、主に環境面から記載している。</p> <p>例えば、施策1の「自然環境や文化資産の保全・活用・継承」ということで、47ページの上から3つ目の「○」に「全ての世代に対し、SDGsへの理解を高め、地域の優れた自然環境の保全・継承や地球環境問題への関心を喚起し、具体的行動を促す環境教育を充実する」とあり、施策2の「地球温暖化を防ぐ脱炭素社会づくり」の上から2つ目の「○」に「SDGs経営をはじめ、国内外の企業の環境配慮の取組み等に関する情報を広範に提供し、具体的な行動を普及拡大させていく」といったように、県としての明確なアクションとスタンスを示しているところである。</p>
小野委員	<p>次期総合発展計画の検討にあたって開催している「ヤマガタ2030を語る会」は、高校生・大学生・社会人、10代から30代を対象に実施しているとのことだが、SDGsの話題は出ていないか。</p>
企画主幹	<p>次期総合発展計画の策定にあたり、初の試みとしてSNSも活用しながら、県内外の若者と意見交換やワークショップを開催してきた。SDGsという言葉自体は出ていないものの、「山形の持続的な発展」や「グローバル」に通じる意見や、「豊かな食文化」や「優しい県民性」などは発展の基軸になるものとして、それらを伸ばしていくべきという意見が多かった。</p>
小野委員	<p>今後の開催予定はどうか。</p>
企画主幹	<p>あと2回を考えている。各方面から好評でもあり、継続してやっていきたいと考えている。</p>
小野委員	<p>神奈川県で行政データ入りの機器の流出があったが、本県では電磁的記録媒体の廃棄について、どのような処理方法をとっているのか。</p>
情報政策課長	<p>全庁的な基準として情報セキュリティポリシーを定め、それに基づいて情報セキュリティ対策に取り組んでおり、機器の処分に関しては、情報の機密性に応じて、全ての情報を消去し復元不可能な状態にしたうえで、廃棄やリース返却を行い、その記録を保管することとしている。</p> <p>一人1台の職員用のパソコンは企画振興部でまとめて調達し処分しているが、データ消去については、ハードディスクを破壊するなどの消去作業</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>を業者に委託し、県庁内で随時職員が立ち会って状況を確認し、作業完了後にはデータを消去した旨の証明書を受け取っている。</p> <p>個別の業務システムのサーバ等の機器は各部局で契約しており、購入やリースなど契約の形態もいろいろある。これらのデータの消去にあたっては、一人1台パソコンと同様にセキュリティポリシーの基準に従い、ケースバイケースで対応している。</p> <p>具体的には、データ消去については、データの物理的破壊やデータ消去ソフトウェアによる磁気的な消去、履行確認については、立ち会いの他に、データ消去作業完了報告書、破壊されたディスクの写真、完全にデータ消去した旨の証明書の提出など、場合に応じて、確実な履行を確認し、記録を残して保管している。</p>
小野委員	<p>データ消去の外部事業者への委託はしていないのか。また、すべて立ち会っているのか。</p>
情報政策課長	<p>大部分は外部委託である。立ち会いについては、立ち会う場合もあるし、証拠写真や証明書で履行確認する場合もある。</p>
小野委員	<p>市町村ではどのような状況なのか。</p>
情報政策課長	<p>市町村とはセキュリティアクラウドの運用等で連携しているが、県と同じような基準で、それぞれ取り組んでいると考えられる。今般の事案を受け、セキュリティ対策についても情報を共有し、個別の相談に応じるなど、市町村のセキュリティ向上についてもさらに連携を強化していきたい。</p>
小野委員	<p>小規模自治体では、職員が少なく、専門知識もないことから情報流出が心配である。県から指導してほしい。</p>